

つちはし事務所通信

8

AUGUST

2025



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2025 年 8 月 1 日

重要改正

19歳以上23歳未満の子どもに関する健康保険や税制改正について

現行では、子の年収が103万円を超えると親は所得税の控除を受けられなくなりますが、令和7年から優遇の要件が150万円に緩和されます。また、150万円を超えても188万円までは控除が段階的に縮小する仕組みとし、収入が増えたのに世帯として手取りが減ることがないようになります。社会保険でも令和7年10月1日から健康保険の扶養認定が19歳以上23歳未満の子どもに限り要件の見直しになります。確認しておきましょう。

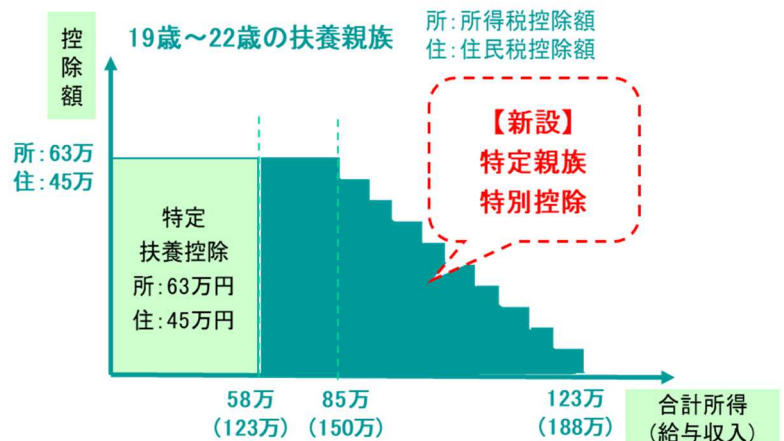
①税制の改正 「特定親族特別控除」の新設の概要

特定親族とは

居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従及び白色事業専従者を除く。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の者。里子を含む。

特定親族特別控除とは

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて段階的金額を控除する。年末調整時に給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要がある。



★詳しくは国税庁ホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

②社会保険の改正 19歳以上23歳未満の健康保険の扶養年収基準

健康保険の被扶養者とは

日本国内に住所（住民票）を有しており、被保険者により主として生計を維持されていること

収入要件

年間収入が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）であること（※）

また、従業員と家族が同居の場合には、家族の収入が従業員の収入の半分未満であり、従業員と家族が別居の場合には、家族の収入が従業員からの仕送り額未満であること

令和7年10月1日改正

対象者: 19歳以上23歳未満

変更点 社会保険の扶養としての年収基準を130万円→150万円へ引上げ



CHECK!



・年齢で区切っているため、学生でなくても良い

→大学アルバイトと表現されることが多いが年齢で判断する

・年齢が該当しても配偶者の場合は対象外

→お子さんを想定しているため、例えば19歳の配偶者は130万円が扶養認定要件の上限（※）
（※健康保険組合や公務員の方など被保険者の加入の健康保険によって要件は異なる）

★19歳以上23歳未満のアルバイトを雇用する場合、注意が必要です。またお子さんを育てている従業員の方からの問い合わせも予想されます。特定親族特別控除は令和7年の年末調整での大きな改正点の1つになりますので、早めに確認しておきましょう。詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。

くるみん認定のメリットやくるみん助成金について

くるみん認定を受けた場合のメリットと令和7年度のくるみん助成金を確認しましょう。

.....くるみん認定を受けた場合のメリット.....

- ① 子育て支援に積極的に取り組んでいることを社内外に示せる
- ② 「働きやすい環境整備をしている」という点で求職者が集まりやすい
- ③ 「くるみん助成金」を受けられるほか、「両立支援等助成金」での加算を受けることが可能
- ④ 国や地方で入札によって公共調達を実施する場合、認定企業に加点評価がある
- ⑤ 日本政策金融公庫による低利率融資で有利
- ⑥ 「賃上げ促進税制」において法人税控除の上乗せが可能



.....令和7年度くるみん助成金（概要）.....

くるみん認定・くるみんプラス認定・プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定を受けた中小事業主に対し、助成金が交付されます。

〈令和7年度申請受付期間〉 令和7年5月28日（水）～令和8年2月13日（金）

〈助成額〉 上限50万円（1事業主あたり）下記の対象となる取組の実施に要する経費（実費）

くるみん認定・くるみんプラス認定企業：1回の認定につき1回

- 労働者の育児休業等の取得を促進するための取組
→ 育休労働者の代替勤務者を採用した場合の求人に関する費用、代替勤務労働者の費用 他
- 労働者の子育てを支援するための取組
→ 制度導入に係る費用（規定作成の為の社労士費用、制度周知のためのパンフレット、ポスター代）他
- 労働者の業務負担の軽減や所定外労働時間の削減等を図るための取組
→ 勤怠管理システム、請求書発行システムの導入費用、在宅勤務の整備費用 他
- その他労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な取組
→ 研修・セミナーの費用、福利厚生代行サービスの利用料 他

★くるみん認定を取得するためには、次世代育成支援対策推進法に基づく複数の要件を満たす必要があります。詳しくは、またはくるみん助成金ポータルサイト <https://kuruminjosei.jp/index.html> をご確認ください。

◆あとがき◆つちはし事務所より

猛暑お見舞い申し上げます

事務所通信5月号でもお伝えしたとおり、今年6月より「暑さ指数（WBGT）28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業場では、熱中症対策をすることが義務化されています。具体的には熱中症のおそれがある労働者を早期発見し、重症化を防ぐ必要な処置をするための管理体制の整備が求められています。詳しくは、つちはし事務所までお問い合わせください。さてそんな猛暑の中でも阿波踊りに燃える阿波の夏。**つちはし事務所も阿波踊り期間の8月12日～15日までお盆休み**とさせていただきます。今年はカレンダーの並びで9連休となり、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます

★この春に、育児介護休業法の改正についてご案内しましたが、10月1日から施行される改正もありますので、確認しておきましょう。なお、当事務所からご提供した「育児介護休業規程」では、この措置について対応済ですが、②の個別の意向聴取については、事業所での対応をお願いいたします。

① 柔軟な働き方を実現するための措置等の義務化

3歳から小学校就学前までの子を養育する従業員が、フルタイムで柔軟な働き方を選ぶよう、会社に新たな措置の導入が義務付けられます。

② 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間にある従業員に対し、上記「柔軟な働き方を実現するための措置」で選択した措置について、個別に周知および意向の確認を行うことが義務付けられます。

